



● 第3期地域福祉計画の基本目標(案)

2016/07/20 計画策定部会

深刻化する地域の中の生活・福祉課題

制 度の狭間にある課題

電球交換などちょっとした手助けを必要とする高齢者から、ひきこもり、ゴミ屋敷の問題など直ちに既存の公的サービスでは対応できない課題

複 合的な課題

障害のある一人親家庭、要介護をもつ親と障害を持つ子のいる世帯など単一の制度で解決できない課題

認 知症高齢者の増加

高齢化及び単身世帯の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれており、高齢者自身とその家族への対応

犯 罪・消費者被害

高齢者・障害者への虐待や高齢者世帯を狙った振り込め詐欺などの犯罪被害、消費者被害の増加

困 窮者の増加

雇用経済環境の変化に伴い、非正規労働者の増加。これによる安定した雇用の減少による所得低下への対応

災 害時の要援護者

洪水などの災害時の要援護者への支援や、災害時の要援護者の避難支援、避難生活支援への平常時からの取組

子 育ての課題

子育て中の親の地域での孤立化や児童虐待相談など、子育てをめぐる課題の深刻化への対応

他 DV・自殺者等

DV被害の増加、自殺者数の高止まりなどへの対応

「援助を必要とする者」(民生委員法第14条第1項第2号)

生活保護を受ける必要のある者だけでなく、ボーダーライン階層を含め、いわゆる福祉六法や売春防止法、介護保険法などの施策の利用や支援を必要とする者のほか、地域福祉の観点によって行われる民間福祉活動の対象者も含み、さらに物的な保護のみならず精神的な保護を必要とする者も含む。

「生活困窮者」(生活困窮者自立支援法第2条)

経済的に困窮している者だけでなく、将来的な困窮の恐れや社会的孤立状態にある者、複合的な課題を抱えている者などを含めてできる限り対象者を広く捉え、排除のない対応やアウトリーチを含め早期支援につながるような配慮が必要。

計画策定部会・市民懇話会、市民等意識調査結果から見た主な課題

1 地域福祉の担い手の発掘、育成

地域の担い手が高齢化する一方で、定年退職を迎えた「団塊の世代」といわれる高齢者や、若い世代が地域福祉の担い手として十分参画していない現状もあります。

こうした人たちを地域福祉の担い手として育成し、地域福祉に気軽に参画できるためのきっかけをつくり、それを通じて、地域福祉活動の核となるキーパーソンを発掘し育てることが必要です。

2 交流の場を通じた地域づくり

地域の中では、高齢者を中心に孤立化が課題となるほか、貧困など様々な課題を抱える子どもが地域で安心して過ごすことのできる場所が必要とされています。このような孤立を防止し、子どもから高齢者までが気軽に参加することのできる交流の場づくりが必要とされています。

また、交流の場を通じて、地域住民が地域の様々な課題について関心を持ち、話し合う場づくりを進める必要があります。

5 福祉教育による福祉コミュニティづくり

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、そこに住む人々全てが福祉サービスを必要とする人々を「困った人たち」として排除するのではなく、正しい理解のもと地域社会を構成する一人として包摂していくことが必要です。そのためには、市民一人ひとりが、様々な学びの機会を通じて、多様性を認めあうとともに、誰もが困った時にSOSを言え、また主体的に地域福祉活動に参加、実践する意識を高めることが必要です。

3 地域の社会資源の情報共有と活用

高齢化等により地域福祉の担い手が不足している現状があります。地域の多様化・複雑化する生活・福祉課題には、住民、多様な地域福祉の主体が参画することが必要ですが、地域の多様な活動団体の情報を一元的に把握できていない現状があります。

こうした社会資源を把握し、地域の課題解決につなげていくことが必要とされています。

4 課題を抱えた方を地域社会で支える

高齢者等でゴミ出しを頼める人がいないといった問題から、認知症高齢者の消費者被害、孤立死や自殺等の深刻な問題などは、くらしの様々な場面で起こりうるものであり、また、今は支援を必要としていない人も含め、誰にでも起こりうるものです。

また、福祉制度が充実してきたにもかかわらず、必要な人に支援が行き届かなかったり、制度に当てはまらない人が支援を受けられないといったことが存在するため、公的サービスとともに地域の支え合いがより一層必要とされています。

基本理念と基本目標(案)

誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して

基本理念を実現するための3つの目標を設定しました。

基本目標1 「支え合い」を育む人づくり

少子・高齢化の進展、社会経済システムが発達してきたことを背景に、市民一人ひとりの地域社会の一員としてまちづくりに関わろうとする意識や助け合いや支え合いの意識が低下し、地域のつながりの希薄化が広がっています。地域のつながりの希薄化は住民同士の無関心を生み、また無関心は社会的孤立や社会的排除を生み出す1つの要因です。

市民一人ひとりが性別、年齢、障害の有無、国籍などに関わらず地域社会を構成する一員として多様性を認め合い「支える、支えられる」という一方的な関係ではない「支え合い」を意識し、またそれを育む福祉コミュニティを目指し、交流や学びの場などの様々な機会を通じて積極的に地域と関わりを増やすことで地域福祉を担う人材の育成、支援を行います。

基本目標2 多様な主体の参画と協働をすすめる基盤づくり

地域では多様化・複雑化した生活・福祉課題が増えている一方で、地域福祉活動の担い手の不足が課題となるなど、これまで以上に地域福祉に取り組む市民や団体の連携の必要性が高まっています。

多様化・複雑化する地域の生活・福祉課題の解決に向けて、地域内外の多様な人や団体の地域福祉活動への参画を促し、つなぎ、協働するための地域福祉の推進に向けた取組の充実を図ります。

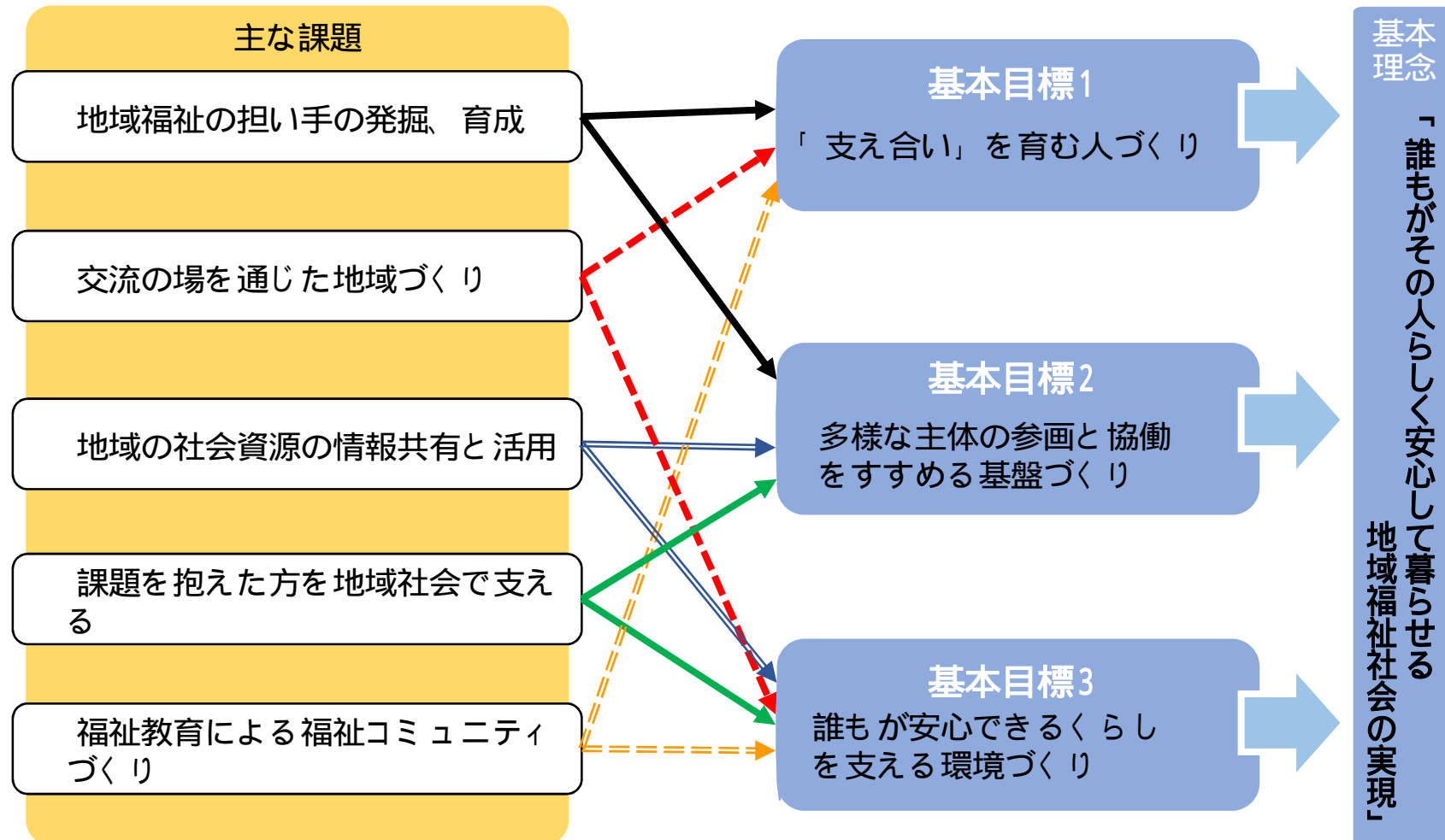
基本目標3 誰もが安心できるくらしを支える環境づくり

公的な福祉サービスだけでは、多様化する生活課題への対応を十分に行うことができません。また、生活に課題を抱える人は、社会的孤立や社会的排除されていることが多く、様々な理由により支援に結び付かない場合があります。

支援の必要な人を早期に発見・把握するとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、公的サービスによる総合的、包括的な支援とともに、身近な地域での相談支援体制による重層的な支援体制の構築を行うほか、既存の制度では対応できない「制度の狭間」の課題に対応するために関係機関が連携するネットワークの構築に努めます。

課題に対応する基本目標イメージと考え方

これまでの計画策定部会や自治基本条例の市民懇話会の意見、市民意識等調査結果、第2期基本計画の評価から、5つの主な課題を整理し、それに対応する3つの基本目標(案)を設定する。



各施策・事業展開における考え方(案)

第3期地域福祉計画の推進に掲げる基本目標を推進するための各施策・事業の展開を図る上で、アンケートの結果などから、次のような考え方にに基づき取組みを進めていきます。

考え方 行政と地域における情報共有

多様な主体が地域活動に参画し、また活動しやすいよう、本人等の同意を得て、行政がもつ様々な情報を地域にも提供し、地域との話し合いを通じて、個人の課題解決や地域が抱える課題の共有に努めることが必要となります。

第3期地域福祉計画では、「尼崎市個人情報保護条例」等の規定に基づく適正な取り扱いのもと、必要な人が必要な時に必要な情報を得られるように、情報共有の取組みを進めます。

考え方 多様な主体による参画と協働の支援

第2期地域福祉計画では小地域福祉活動の推進に取り組み、地域では見守り活動を中心に多様な活動が行われています。引き続き、そうした活動を活発化していくためには、多様な地域の担い手が主体的に参画し、また協働していくことが必要です。

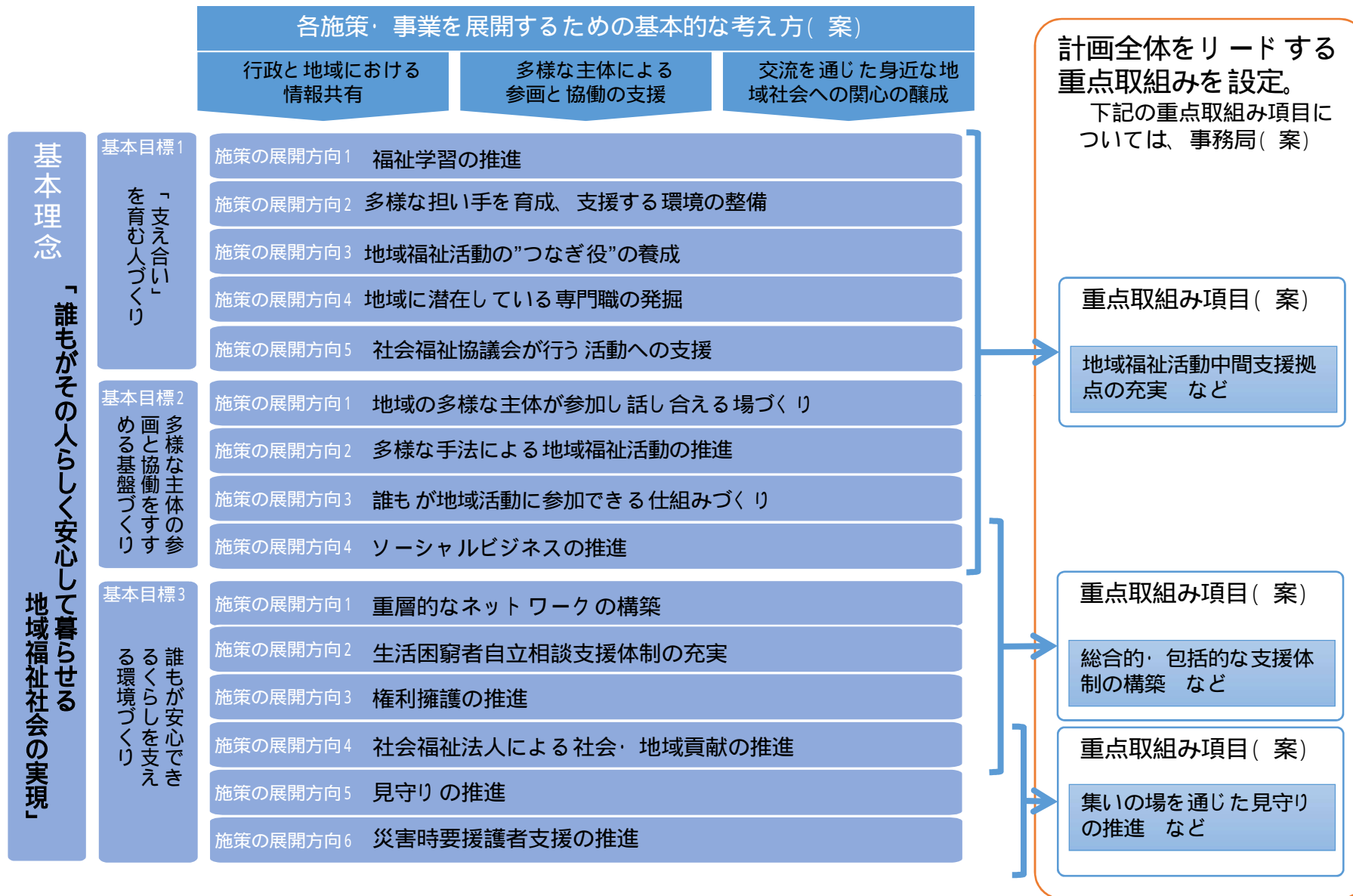
第3期地域福祉計画では、市民や多様な活動主体が地域活動に参画しやすいよう、必要な情報提供を行うとともに、活動している多様な主体につなぐなど、地域の多様な主体の参画と協働を支援していく取組みを進めます。

考え方 交流を通じた身近な地域社会への関心の醸成

第2期地域福祉計画では、連協単位を基本として要援護高齢者等の見守りを進めてきました。その取組みにより、地域の特性に応じて見守り安心委員会やサロンなどの身近な交流の場を通じて、気軽に地域の課題を話し合う場が生まれ、それをきっかけに新たな地域での活動も行われてきています。

第3期地域福祉計画ではこうした取組みを推進するとともに、地域の特性に応じて「災害時要援護者支援」、「認知症への対応」、「子どもの居場所づくり」等といった様々なテーマで話し合うことを通じて、地域社会への関心を醸成し、地域福祉活動を通じてまちづくりにつなげていく視点を持つことが必要となります。

第3 期地域福祉計画施策体系及び重点取り組み項目の構成イメージ(案)



(参考) 尼崎市民の福祉に関する条例・自治基本条例(案)

尼崎市民の福祉に関する条例

すべて市民は、時代の推移にかかわらず、その所得、健康及び住宅が保障され、就労、教育及び社会参加の機会が確保されるなど市民としての生活の基礎的諸条件が整えられるとともに、自立と連帯の精神を自ら堅持することによつて、生涯にわたり人間としての尊厳と自由が保障されるものである。

市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによつて達成していくものである。

更に、市民の福祉は、自らの創意工夫と努力によつて高め、築きあげていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる社会、すなわち福祉社会を形成することによつてこそ実現できるものである。このような認識の上に立つて、市と市民が相携えて福祉社会の実現に努めることは、未来に生きる市民にとつても重要な課題であることを確認する。

ここに、すべての市民と力を合わせて福祉社会の実現を決意し、その基本となるこの条例を制定する。

(市民福祉の基本目標)

第2条 市民福祉は、社会的公正が確保されるとともに、個人の自主性が生かされ、生涯にわたり、快適な生活が実現されるものでなければならない。

第3条 すべて市民は、生涯のそれぞれの時期に応じて、人間としての尊厳にふさわしい生活が確保されなければならない。

2 すべて心身に障害のある市民は、日常生活及び社会生活において、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されなければならない。

3 すべて市民は、児童期にあつては、人間性豊かな安定した家庭と触れ合いのある地域社会において、心身ともに健全に育てられなければならない。

4 すべて市民は、青壮年期にあつては、社会の発展に寄与する中心的存在として、安定した勤労生活と充実した家庭生活が実現されなければならない。

5 すべて市民は、高齢期にあつては、家庭基盤の充実と地域社会における交流を通じて、生きがいのある生活が保障されなければならない。

自治基本条例(案) の基本理念

(1) 情報を共有すること

(2) 学び、関心をもち、シチズンシップを高め積極的に参画すること

(3) 立場や特性の異なる多様な主体が、目的や課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割と責任分担のもと連携する協働の取組みによって相乗効果を発揮すること。

(4) 対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねることを参画と協働の基本とすること。

(参考) 福祉コミュニティの定義

尼崎市民の福祉に関する条例(S58制定)

市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによつて達成していくものである。更に、市民の福祉は、自らの創意工夫と努力によつて高め、築きあげていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる社会、すなわち福祉社会を形成することによつてこそ実現できるものである。

市(第2期地域福祉計画-1)

地域の生活・福祉課題に対応する住民をはじめ、当事者、関係団体や専門機関等、多くの人々が主体的に参画して取り組む「小地域福祉活動」の広がりや活発化を通じて、地域福祉活動に取り組んでいる主体がお互いにつながりを深め、一人ひとりの顔が見える関係を構築することにより、地域での結び付きや支え合いを育むことのできるコミュニティ。

社協(地域福祉推進計画)

住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、積極的な参加により、援助を必要とする人々を支えるための活動を行うコミュニティをいう。

兵庫県福祉コミュニティ憲章(S59制定)

(前文省略)
一、福祉の心を育てる 一、自立の心を培う 一、生きがいを育む家庭と地域社会を築く
一、英知と技術を福祉に生かす 一、参加と連帯の福祉コミュニティを創る

大阪市(地域福祉計画)

生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携している地域社会。

社会福祉学習双書2015 8 地域福祉論

P87

岡村重夫のいう「福祉コミュニティ」は生活課題に直面する要援護者層に同調し、代弁するコミュニティであり、地域コミュニティの下位集団ととらえている。

(参考) 自治基本条例 (案) 逐条解説

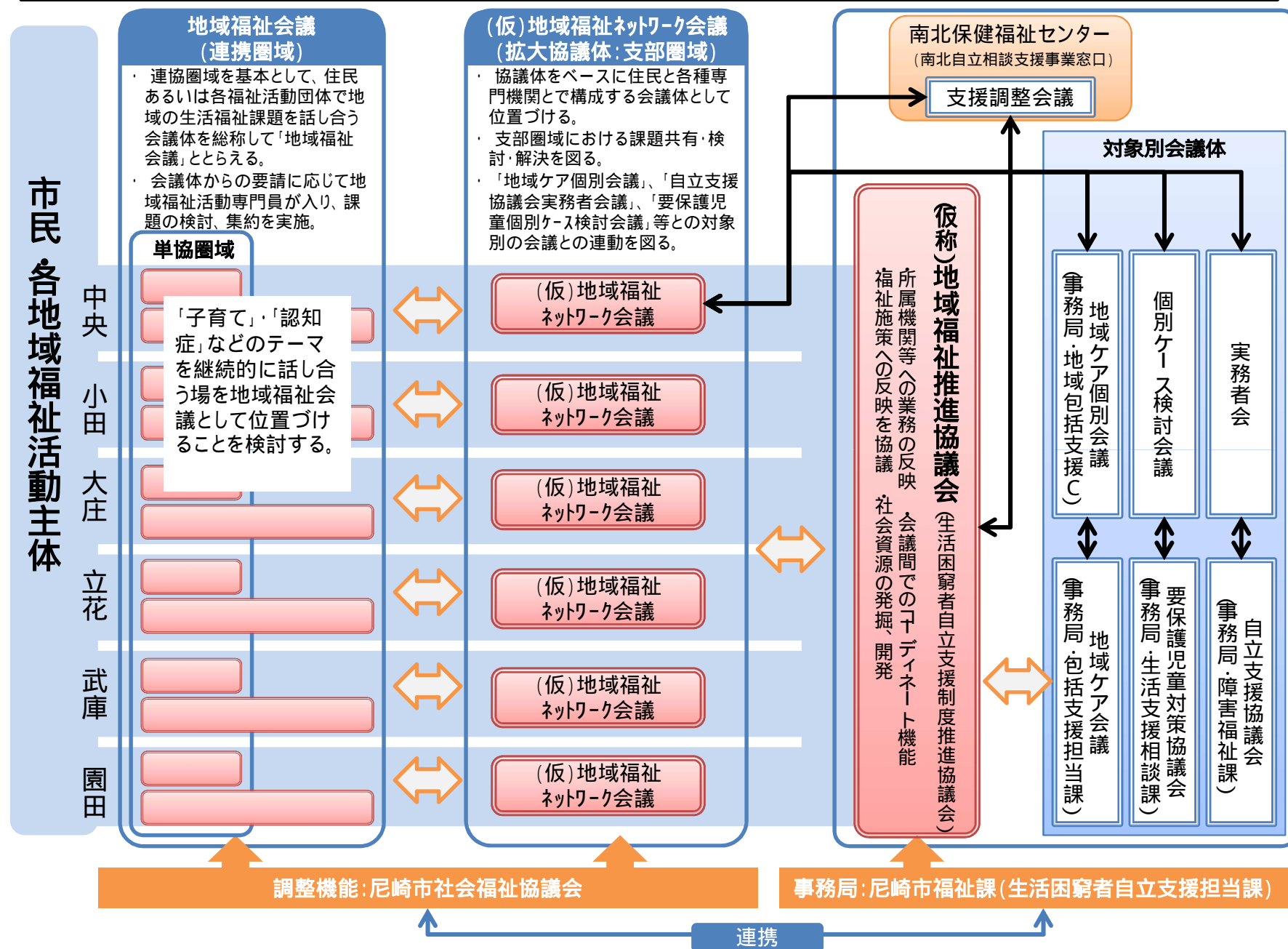
第1章総則 目的 定義(7)地域コミュニティ
身近な地域における地縁や共通の関心によってつながった連帯性を持つ地域社会をいう。



地域課題共有・解決ネットワーク(案) について

2016/07/20 計画策定部会

尼崎市 地域課題共有・解決ネットワーク図(案)



(参考) 総合事業における協議体イメージ

地域における高齢者ニーズ・活動資源・人的資源の共有化

地域の高齢者の
生活課題・ニーズ

地域の活動資源
(住民活動・企業活動等)

地域の人的資源
(地域の活動者・団体等)

情報の集約・共有化

協議の場 (6地区)

住民関係者が中心となった協議の場

生活支援コーディネーターが、地域包括支援センターと協力し、運営支援を行う
情報の集約・共有化を図るとともに、高齢者の地域生活に必要な活動資源・人的資源をつなぐ
ほか、新たなサービス等の開発に結び付けていく。

(例：見守り活動・サロン活動・訪問支援活動・スーパー等による宅配サービスなど)

主な関係者(地域により異なる)

- ・民生児童委員、ボランティア活動グループ、生活協同組合、NPO、企業・商店、施設等関係者、介護事業者、医療関係者 など

各地区のニーズ等を集約

生活支援体制の充実に向けた施策化(市域レベルでの協議体)

(参考) 各会議体の設置目的等について

尼崎市生活困窮者自立支援制度推進協議会(事務局 生活困窮者自立支援担当課)

- (この要綱の目的)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する関係機関との緊密な連携を図るために、これらの関係機関と本市との間における協議の場として尼崎市生活困窮者自立支援制度推進協議会(以下「協議会」という。)を運営することについて必要な事項を定めるものとする。

- (協議会の業務)

第3条 構成員は、次の各号に掲げる事項について協議又は意見交換を行うものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業の円滑な実施に向けた関係機関との緊密な連携及び支援体制の構築に関する事項
- (2) 地域における生活困窮者の早期把握及び自立支援に必要な社会資源とその開発に関する事項
- (3) その他生活困窮者の早期把握及び自立支援に関して必要と認める事項

- 構成員

ハローワーク尼崎が推薦する者、尼崎雇用対策協議会が推薦する者、兵庫県弁護士会が推薦する者、尼崎市地域包括支援センターが推薦する者、尼崎市自立支援協議会が推薦する者、尼崎市社会福祉協議会が推薦する者、尼崎市民生児童委員協議会連合会が推薦する者、あまがさきNPO交流推進ネットワークが推薦する者、学識経験者、健康福祉局福祉部福祉課長、健康福祉局福祉事務所長、健康福祉局福祉事務所課長(保護面接相談担当)、健康福祉局福祉事務所課長(生活困窮者自立支援担当)、健康福祉局福祉事務所生活支援相談課長

尼崎市自立支援協議会(事務局 障害福祉課)

- (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に基づき、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、尼崎市自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- (協議事項)

第3条 協議会は次の事項について協議する。地域の関係機関によるネットワークに関すること。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 障害者・児にかかるサービス全般に関すること。
- (3) 障害者の就労に関すること。
- (4) 障害児に関すること。
- (5) 権利擁護に関すること。
- (6) 地域の社会資源に関すること。
- (7) その他、障害者の自立と社会参加に関すること。

- (構成員)

障害福祉関係学識関係者、医師代表、地域福祉活動関係者(民生、社協)、市委託相談支援事業者等、精神保健福祉相談員、地域包括支援センター、精神科ソーシャルワーカー、市関係部署職員(保護、教育及び保健等)、公共職業安定所、特別支援学校関係者、地元商工事業者団体代表等、児童相談所、阪神南圏域コーディネーター、障害福祉サービス事業者代表、障害当事者等

(参考) 各会議体の設置目的等について

尼崎市要保護児童対策協議会(事務局: 生活支援相談課)

●(設置)

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第25条の2第1項の規定に基づき、尼崎市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。) を設置する。

●(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 法第6条の2第5項及び第8項に規定する特定妊産婦、要支援児童並びに要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。) に関する情報交換、その他要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報交換に関する事。 (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議。 (3) 要保護児童等の対策に関する研修及び啓発についての調査又は研究に関する事。 (4) その他要保護児童等に関して必要と認める事項。

●(構成メンバー)

児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察・司法関係及びその他関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他関係者及び要保護児童対策調整機関(以下「構成機関等」という。) で組織する。

尼崎市地域ケア会議(事務局 代表者会議: 包括支援担当課 個別ケア会議: 地域包括支援センター)

(目的)

第2条 地域ケア会議は、高齢者の自立した生活の支援に必要な処遇をはじめ、介護保険サービスのみでは対応が困難なケース等について、医療、介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が、協議・助言等を行うとともに、保健・医療・福祉サービスの総合的な調整と高齢者を包括的継続的に支援するための保健・医療・福祉ほか関係者・関係機関等多職種連携の推進を支援する体制を確立することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 地域ケア会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保健・医療・福祉等の様々な活動や事業等に関わる者(以下、「各関係機関等」という。) の相互の連絡を密にするとともに、各種サービスに関する情報の収集、提供及び連絡調整を行うこと。
- (2) 高齢者に係る課題及び社会資源等の情報を各関係機関等で共有し、高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、相互の連携を図ること。
- (3) 処遇が困難な事例等について、各関係機関等が相互に連携し、必要な協議・助言を行うこと。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

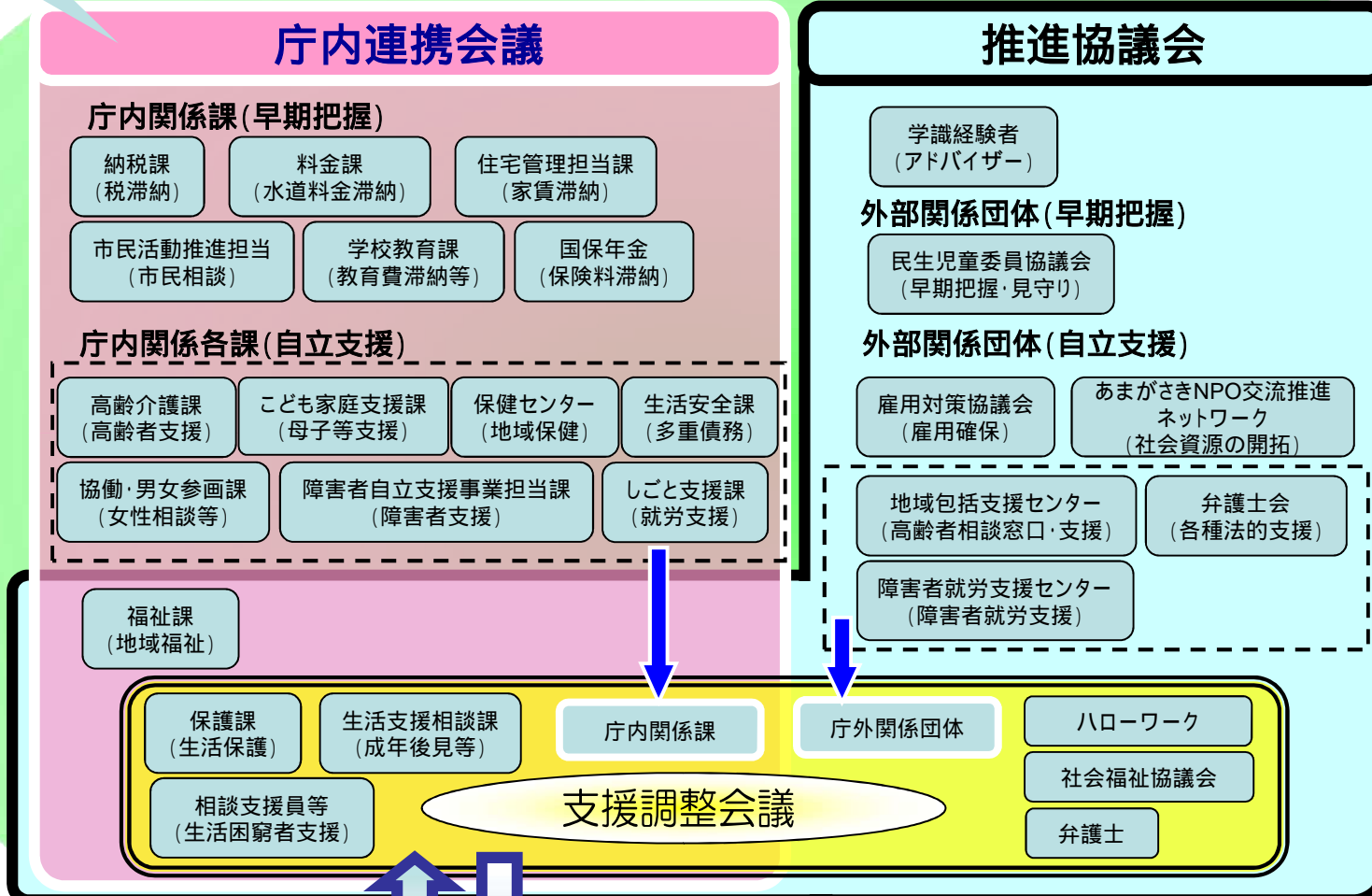
(参考)生活困窮者自立支援制度推進協議会の位置づけ等

地域福祉計画における庁内推進会議の機能も担う

生活困窮者自立支援制度推進体制(イメージ図)

生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金事業及びその他法に基づく生活困窮者自立支援制度にかかる事業の実施並びに生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を庁内関係各課連携のもと円滑に実施することを目的とする。

【庁内連携会議】の目的



【生活困窮者自立支援制度推進協議会】の目的

生活困窮者自立支援制度を推進するにあたり、地域における生活困窮者の早期把握及び包括的な支援を図るために、関係機関等の緊密な連携・支援体制の構築及び社会資源の開発等を行うことを目的とする。

【支援調整会議】の役割

サポートセンターの相談支援員が策定した支援計画(案)が生活困窮者の課題解決に向けて適切な内容となっているか、サービス提供者が適切かどうかについて、関係機関の職員等で構成する支援調整会議において評価し、必要に応じて支援計画に対する助言、フォーマル・インフォーマルサービスの調整のほか、計画の進捗管理、終結の決定を行う。(原則、月1開催)

しごと・くらしサポートセンター 尼崎

基本目標1 「 支え合いを育む人づくり 」 の施策の展開方向(案)

各施策・事業展開の基本的な考え方(案)

行政と地域における
情報共有

多様な主体による
参画と協働の支援

交流を通じて身近な
地域社会への関心の醸
成

施策の展開方向1

福祉学習の推進

社協

施策の展開方向2

地域福祉活動の”つなぎ役”の
養成

施策の展開方向3

地域に潜在している専門職の
発掘

施策の展開方向4

多様な担い手を育成、支援す
るための環境整備

施策の展開方向5

社会福祉協議会の行う活動へ
の支援

基本目標2「多様な主体の参画と協働をすすめる基盤づくり」の施策の展開方向(案)

各施策・事業展開の基本的な考え方(案)

行政と地域における
情報共有

多様な主体による
参画と協働の支援

交流を通じて身近な
地域社会への関心の醸
成

施策の展開方向1

地域の多様な主体が参加が
話し合える場づくり

施策の展開方向2

多様な手法による地域福祉
活動の推進

施策の展開方向3

誰もが地域活動に参加でき
る仕組みづくり

施策の展開方向4

ソーシャルビジネスの推進

基本目標3 「誰もが安心できるくらしを支える環境づくり」の施策の展開方向(案)

各施策・事業展開の基本的な考え方(案)

行政と地域における
情報共有

多様な主体による
参画と協働の支援

交流を通じて身近な
地域社会への関心の醸
成

施策の展開方向1

重層的なネットワークの構
築

施策の展開方向2

生活困窮者自立相談支援体
制の充実

施策の展開方向3

権利擁護の推進

施策の展開方向4

社会福祉法人による社会・
地域貢献の推進

施策の展開方向5

見守りの推進

施策の展開方向6

災害時要援護者支援の推進

第3 期地域福祉計画施策体系

各施策・事業展開の基本的な考え方(案)

行政と地域における
情報共有

多様な主体による
参画と協働の支援

交流を通じて身近な地
域社会への関心の醸成

基本理念

「誰もがその人らしく安心して暮らせる
地域福祉社会の実現」

基本目標1

「支え合い」
を育む人づくり

- 施策の展開方向1 福祉学習の推進
- 施策の展開方向2 地域福祉活動の”つなぎ役”の養成
- 施策の展開方向3 地域に潜在している専門職の発掘
- 施策の展開方向4 多様な担い手を育成、支援するための環境整備
- 施策の展開方向5 社会福祉協議会の行う活動への支援

基本目標2

多様な主体の参
画と協働をすす
める基盤づくり

- 施策の展開方向1 地域の多様な主体の交流の場づくり
- 施策の展開方向2 多様な手法による地域福祉活動の推進
- 施策の展開方向3 誰もが地域活動に参加できる仕組みづくり
- 施策の展開方向4 ソーシャルビジネスの推進

基本目標3

誰もが安心して暮ら
しを支える環境づくり

- 施策の展開方向1 重層的なネットワークの構築
- 施策の展開方向2 生活困窮者自立相談支援体制の充実
- 施策の展開方向3 権利擁護の推進
- 施策の展開方向4 社会福祉法人による社会・地域貢献の推進
- 施策の展開方向5 見守りの推進
- 施策の展開方向6 災害時要援護者支援の推進